

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会の進め方について

平成 23 年 1 月

消費者委員会

食品表示部会部会長 田島 眞

1 趣旨

本調査会は、食品表示部会が原料原産地表示の拡大に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項について検討を行う。

具体的には、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大を進めていくにあたり、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や対象品目の候補の選定方法などについて検討を行うこととされている。

以上を踏まえて、本調査会としては、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2 主な審議事項

(1) 義務対象品目を選定する際の基本的な考え方

「食品の表示に関する共同会議」で示された、加工食品の原料原産地表示の義務対象品目選定の際の基本的な要件の見直しの必要性、および新たな要件を設定すべきかを検討する。

(参考)「食品の表示に関する共同会議」で示された、加工食品の原料原産地表示の義務対象品目選定の際の基本的な要件

要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である商品

(2) 対象品目の候補の選定方法

原料原産地表示を義務付ける際の、具体的な品目の候補の選定方法について検討する。

3 スケジュール

上記 2 に関し、平成 23 年夏までに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

(以 上)